

文書館運動の周辺

1996.12 19cm 257p. 2,800円

自治体史編纂と史料保存

1997.6 19cm 210p. 2,500円

高橋 実著

東京 岩田書院発行

尼崎市が文書館施設の開設準備を進めていた1973年ころ、文書館に関する総合的な概説書として日本語で読めるものは、文庫クセジュの『文書館』（ジャン・ファヴィエ著 白水社 1971年）だけでした。そして巻末に示された参考文献も、日本語文献はフランス・アメリカその他諸外国の文書館施設や文書館制度の紹介が9件あげられているのみで、文書館や文書目録に関する文献はすべてフランスなど外国語文献ばかりでした。それが1995年発行の『文書館学文献目録』（全史料協関東部会編 岩田書院）では、7,000件もの文献がリストアップされています。

それだけでも、この20余年の間に日本で文書館とそれが果たす役割についての関心がいかに高まり、文書館施設の仕事や史料保存に携わる人がいかに増えたかを示していると言えるでしょう。また、文書館業務と史料保存の質的向上を目指して、多くの人が研鑽に励んでいることも表しています。1975年以来、小規模ながらも文書館施設に働いてきたものとしてはまさに隔世の感がします。

しかし、全史料協結成から21年、公文書館法成立から10年を経た現在、都道府県立の文書館が増え、自治体史編纂後の史料保存のために文書館施設設立の検討を行なう自治体が

各地に見られるとは言え、ともかく自治体や団体等の数に比べて文書館の数がほとんど希少な状態が続いています。このことは、自治体や企業・団体等の「組織体『みずからが、みずからの』文書記録を、あまねく『みんなの』ために、遠く『みらい』に向けて保存公開していく」(著者引用、北川健氏の「文書館原理の三<み>一主義」という理想的な状況の実現には時間がかかるとしても、既設の文書館の事業や各地の史料調査事業などが、永続的な史料の保存利用事業としての新たな文書館の設立に必ずしも結び付いていない状態を示しているといつてよいでしょう。

全史料協でも今年度の大会で公文書館法施行後10年間の文書館運動、史料保存についての検討をテーマとしていますが、これは文書館運動の現状について、ことに地域文書館の設立促進について課題が多いというのが関係者の共通認識となっているからでしょう。

ここで紹介する2冊で高橋氏は、上記のような文書館運動、史料保存利用活動の現状に対して、文書館(主として自治体文書館)および自治体史編纂の本来あるべき姿を示し、今後の文書館設立運動および自治体史編纂時における史料の保存利用体制のあり方を論じられています。

従来の史料保存利用運動は文書館運動に発展的に転換していくべきであり、現時点で史料ととらえられている、古文書や近現代の文書の調査や保存だけでなく、将来の歴史資料となる現用の公文書の管理までを含む永続的な史料の管理体制の確立を求めて進めて行くべきだと、情熱をこめて主張されています。そのためには、文書館が歴史研究のためだけに存在するのではなく、行政運営や企業経営に役立つものであることを広く知らせ、また、実際に住民や行政・企業が記録文書を活用できる体制が必要との条件も示されています。

この2冊とも、高橋氏がその時々の文書館や史料保存利用運動がかかえる課題に対して'81年から'96年にかけて執筆された論稿と講演・シンポジウムの記録で構成されてお

り、文書館運動の近年の状況と課題を考えるうえで最適の書となっています。著者が茨城県歴史館で長く史料の調査・目録作成、編纂に携わられ、全史料協運営の中心メンバーとして活躍されて来たのは周知のことでしょう。そして、近世史研究者・自治体史執筆者として史料の利用者の立場にもある著者によって今の時期にこの本が出版されたことは、文書館そして史料の保存と利用それぞれにかかわる人たち、また、初めてそれらの問題を考えてみようという人たちにも広く歓迎されることでしょう。

構成と概要

『文書館運動の周辺』の章立てを示せば次のとおりです。

序章 日本における文書館の現状と課題

第一編 史料の保存と文書館

第一章 文書館への招待

第二章 記録史料の保存と文書館

第二編 史料保存運動と公文書館法

第一章 公文書館法と自治体の文書保存問題

第二章 公文書館法の評価と史料保存利用運動問題

第三章 「地域史料の保存」を考えるにあたって

第三編 文書館の周辺断章

この章立てはオーソドックスなもので、本の特徴はむしろ語り口というか、その叙述のスタイルにあると言えます。「そのときどきの必要に応じて」書き、「さまざまな機会に話したものをまとめた」と著者が記されるように、文書館運動に対してのタイムリーな発言と論稿を積み重ねた結果が、「周辺」とは題しながらも文書館に関する基本的な問題と課題を運動の実践レベルを視野に入れて網羅的に論じることになっていることです。また、多様な媒体と聴衆に向けての論稿と発言が、一つの問題に多様な考察を生み、課題への多面的なアプローチを示す結果となっています。この叙述のスタイル、そして書中での多くの文献紹介と引用は、文書館の設置計画や

事業の担当者にとって実務上でもおおいに参考となることでしょう。

本書表題の「周辺」は、直接には文書館運動を取り巻く問題や状況を指していますが、さらには、高橋氏が最初から文書館運動を理解していたのではなく、文書館学の成果にもとづく史料整理論（「出所原則」「原秩序尊重の原則」など）の立場からの、みずからも疑問をもっていなかった従来型史料整理方法（「史料の荒仕分け」に象徴される）への痛烈な批判によってその運動の意味を理解し、なお「文書館運動の周辺でまごついているという意味を含」む（本書「あとがき」）とのことです。

この「文書館学的史料整理論」からうけた衝撃の大きかったことは、『自治体史編纂と史料保存』に強く現れています。序章に本書の三つの柱が示されています。要約すれば、

- ① 自治体史編纂事業は、地域の幅広い文化運動と史料保存利用運動の二つの運動を軸にしておこなわれるべきもの
- ② 史料の保存問題は、編纂事業の開始と同時に考えておく必要があり、編纂事業においては文書館設立につながるような史料の調査と整理、史料編や通史編などの編集がおこなわれなくてはならない
- ③ 史料の保存活用の専門機関としての文書館を構想するとき、行政文書の管理・保存システムの改編問題も同時に検討しておく必要がある

永続的な史料の保存活用を図るための文書館設立へ、史料の保存状態に実際に大きな変化をもたらしてきた自治体史編纂事業を結びつけるうえで、「文書館学的史料整理論」が不可欠と位置付けられています。

文書館と自治体史編纂

尼崎市の地域研究史料館の場合、市史編纂事業の過程から、具体的には通史編等4冊刊行後に、地域の歴史資料と編集史料の保存を一つの柱に文書館施設として設置されました。そして設置後も14年にわたり史料編など10冊の刊行を史料館が継続し、昨年は7年が

かりで『尼崎地域史事典』を刊行、現在も20年計画で新しい市史編纂計画に取り組んでいます。

このように設置以来切れ目なく続いた編纂事業と文書館事業を併せて担当してきた経験から言えば、たしかに高野修氏が主張される（『地域文書館論』1995年発行）ように文書館施設は編纂事業を担当すべきではないのかもしれない。尼崎では、地域の近世・近代史料の整理、収集保存はまがりなりにも進んできましたが、史料の閲覧公開業務のなかで必要性を痛感したことが多々あります。例えば、調査時の現状記録の作成や文書群の内容情報の整備についてはごく近年に開始したばかりで、「文書館学的史料整理論」からすればまだまだ多くの課題を抱えています。また、廃棄公文書は収集のみに止まっていて、将来的な公文書の電子記録化まで見通した保存管理体制をどう位置付けるのかは、ようやく内部検討をまとめている段階です。

しかし一方で、歴史的資料の保存を主張するうえで編纂事業を担当していることが「錦の御旗」となっている面も見逃せません。他の部署が担当している公文書の保存・廃棄について歴史的価値の観点から保存利用体制の見直しに理解を得るにあたっては、編纂事業という具体的目標を示すことが有効です。また、古文書はもとより現代のビラ・チラシ類を含めた地域史料を保存収集する意義を市民に理解してもらおううえでも、史料館が編纂事業を担当していることは強みとなっています。その強みを生かし、かつ文書館事業の充実を図るために、編纂事業と文書館事業の両方の事業の進行状況と発展段階を長期的なタイムテーブル上で組み合わせることで進めること、例えば、編纂事業を10年、20年の長期計画として史料の保存活用体制の整備・確立時期には編纂の準備・調査段階をあて、保存活用体制の充実に応じて執筆・刊行を進めて行く方法などが、人的にも小規模な機関では一つの解決方法ではないかと考えています。また、編纂の準備・調査の段階には、まず、広く地

域の歴史への関心を掘り起こすことが必要と
考えてきました。そうして近年、「市史を讀
む会」や「古文書解読の会」、戦後史や農業
史などの「聞き取り調査」その他に、市民と
ともに取り組んでいます。

高橋氏が①に示された、自治体史編纂事業
を地域の幅広い文化運動と史料保存利用運動
の二つの運動を軸におこない、その動きを文
書館に結び付けて行くことは、担当機関にと
ってはたいへんな人手と時間を要すること
で、短期決戦型の編纂事業が多い状況では困
難な方法でしょう。しかし、自治体内部ある
いは文書館関係者だけの努力では文書館の設
置・充実が進んでいない現状では、このよう
な広く市民・研究者の協力を作り出して行く
「開かれた」運動が要求されているのではな
いでしょうか。

中村 光夫・尼崎市立地域研究史料館